

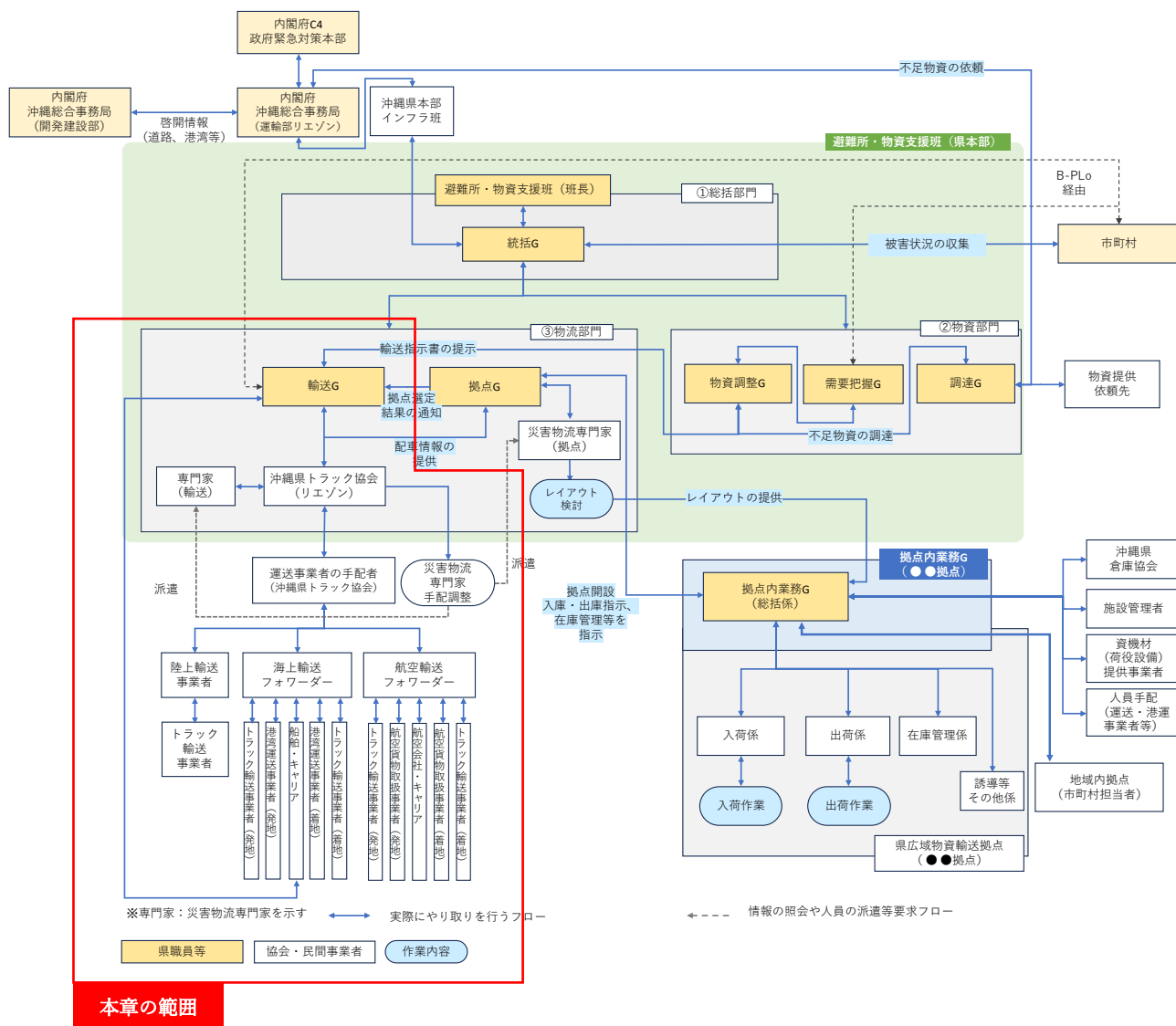
第5章 輸送に関する作業手順

5-1 輸送手段の選定

輸送手段の選定では以下のような作業を行う。全体フロー図における対象範囲は、図表5-0-1に記載する。

輸送の手配の区分は、図表5-1-1に記載する。

図表5-0-1 輸送に関する対象フロー

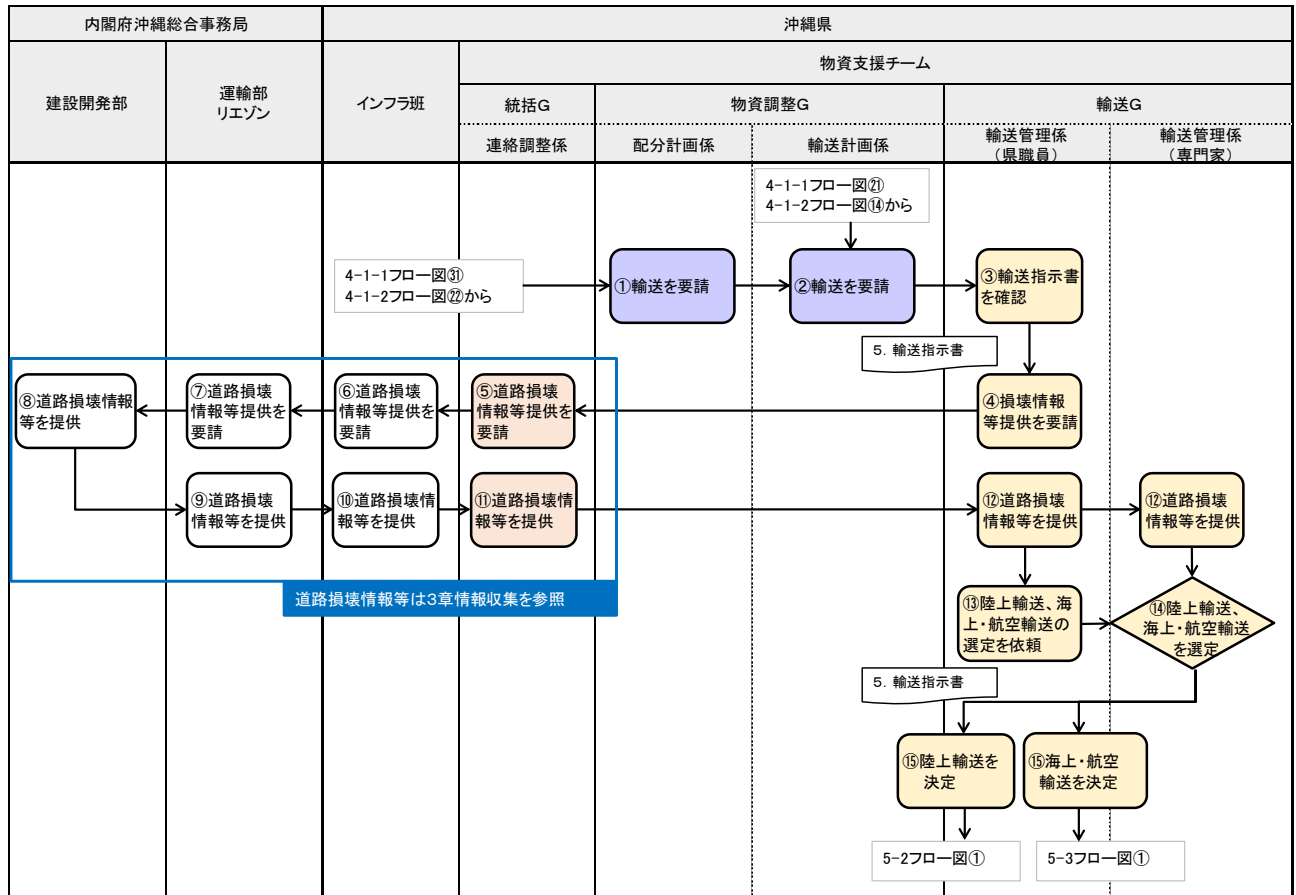


図表 5－1－1 輸送の手配の区分

輸送方法	輸送方法の概要	担当
①陸上輸送 (沖縄本島内) →5-2 参照	中継地点での物資の積み替えが発生しない トラック輸送。	輸送 G の陸上輸送係
②海上・航空輸送 (離島向け) →5-3 参照	トラック輸送に加えて海上輸送、航空輸送 も行う等、複数の輸送手段を複合的に使用 し、港湾・空港等の中継地点が発生する輸 送。	輸送 G の海上・航空輸送係 が担当する。

輸送手段の選定における業務フローは図表 5－1－2、チェックリストは図表 5－1－3 に示す。

図表 5－1－2 輸送手段の選定に関する業務フロー



注1)「G」は「グループ」の略称

注2)「専門家」は「災害物流専門家」の略称

図表５－１－３ 輸送手段の選定に関するチェックリスト

チェック欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 注４）	使用媒体	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等					
☐	1	県本部	物資支援チーム	物資調整 G	配分計画係	県本部	物資支援チーム	物資調整 G	輸送計画係	輸送を依頼	5-1 p.74～78		配分計画	
☐	2	県本部	物資支援チーム	物資調整 G	輸送計画係	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	輸送を依頼と輸送指示書の作成	5-1 p.74～78		輸送指示書	
☐	3	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係					輸送指示書を確認	5-1 p.74～78		輸送指示書	
☐	4	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	総括 G	連絡調整係	道路損壊情報等提供を要請	3-3～4 p.43～49			
☐	5	県本部	物資支援チーム	総括 G	連絡調整係	インフラ班				道路損壊情報等提供を要請	3-3～4 p.43～49			コンタクトリスト 資料6
☐	6	インフラ班				内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	道路損壊情報等提供を要請	3-3～4 p.43～49			コンタクトリスト 資料6
☐	7	内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	内閣府	沖縄総合事務局	開発建設部		道路損壊情報等提供を要請	3-3～4 p.43～49			コンタクトリスト 資料6
☐	8	内閣府	沖縄総合事務局	開発建設部		内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	道路損壊情報等を提供	3-3～4 p.43～49			
☐	9	内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	インフラ班				道路損壊情報等を提供	3-3～4 p.43～49			
☐	10	インフラ班				県本部	物資支援チーム	総括 G	連絡調整係	道路損壊情報等を提供	3-3～4 p.43～49			
☐	11	県本部	物資支援チーム	総括 G	連絡調整係	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	道路損壊情報等を提供	3-3～4 p.43～49			
☐	12	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（専門家）	道路損壊情報等を提供	3-3～4 p.43～49			
☐	13	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（専門家）	陸上輸送もしくは海上・航空う輸送の選定を依頼	5-1 p.74～78		輸送指示書	
☐	14	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（専門家）					陸上輸送もしくは海上・航空輸送の選定	5-1 p.74～78			
☐	15	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（県職員）					陸上輸送を決定➡5-2「陸上輸送①」	5-1 p.74～78			
☐	15	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（県職員）					海上・航空輸送を決定➡5-3「海上・航空輸送①」	5-1 p.74～78			

陸上輸送を選定した場合→「輸送（陸上）」へ

海上・航空輸送を選定した場合→「輸送（海上・航空）」へ

注１） Gはグループの略

注２） 「専門家」は「災害物流専門家」の略

注３） 「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注４） B-PLo マニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

(1) B-PLo が使用できない場合・使用できる場合共通

- ① 物資調整 G の輸送計画係は、輸送する物資の品目、数量、発地、着地等の情報を整理に整理して「輸送指示書」によって、輸送 G の輸送管理係に、輸送の手配を依頼する。
- ② 輸送 G の輸送管理係は、道路の損壊状況等に関する情報を収集し、それらの情報と「輸送指示書」の内容から、「陸上輸送」と「海上・航空輸送」のいずれかを選定する。

(2) B-PLo が使用できる場合

B-PLo が使用できる場合、輸送手段の選定結果を B-PLo に登録する。その手順は、図表 5－1－4 のとおり。

図表 5－1－4 B-PLo を用いた輸送手段の選定に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-48
②	「輸送」画面	4-48
③	「輸送手配状況」をクリック	4-48
④	輸送が必要な物資のリストが表示	4-48
⑤	リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリック	4-48
⑥	「輸送手配状況詳細」画面	4-48
⑦	「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリック	4-48
⑧	「輸送手配登録（物資単位）」画面	4-48
⑨	輸送手段として「陸路」・「海路」・「空路」を選定	4-49

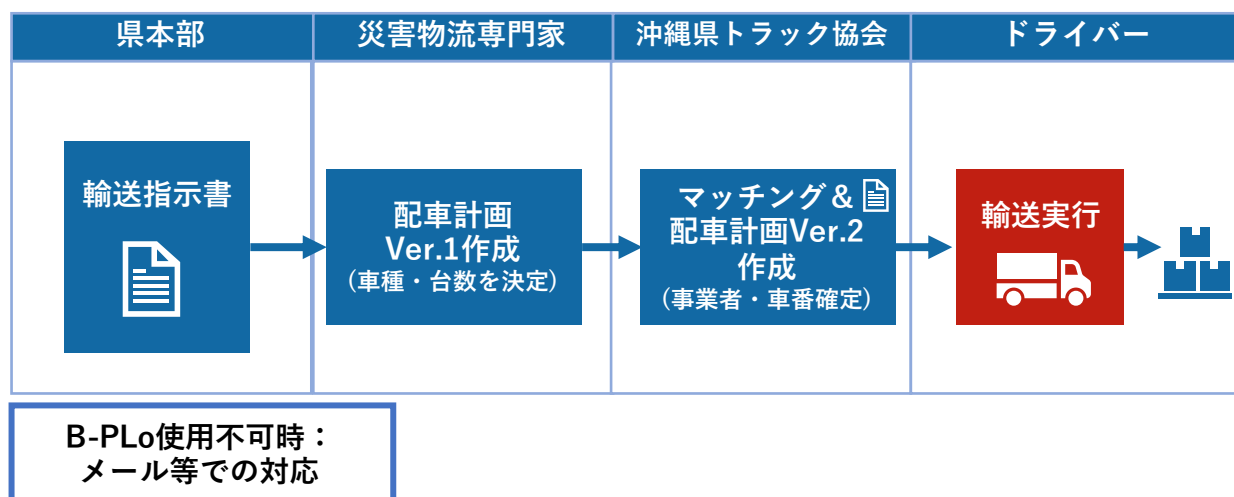
- ① トップメニューで「輸送」をクリックする。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」ボタンをクリックする。
- ④ 輸送が必要な物資のリストが表示される。
- ⑤ 上記のリストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリックする。
- ⑥ 「輸送手配状況詳細」画面が表示される。
- ⑦ 「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリックする。
- ⑧ 「輸送手配登録（物資単位）」画面が表示される。
- ⑨ 輸送手段として「陸路」・「海路」・「空路」を選定する。

5-2 陸上輸送

陸上輸送の手配にあたっては、以下の図表 5－2－1 の内容を実施する。

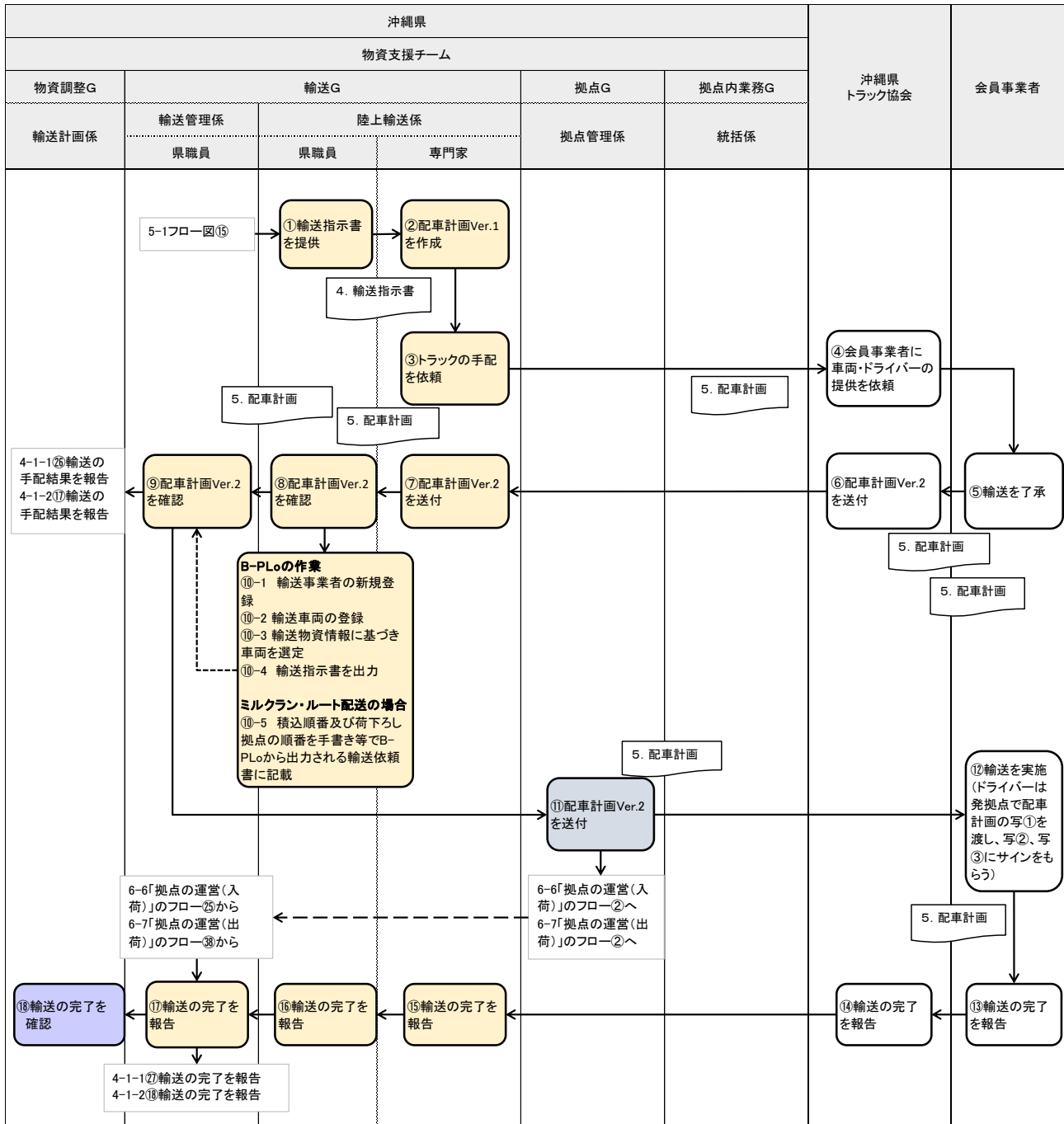
誰が	何を
輸送 G の輸送管理係	輸送指示書によって、輸送の手配に必要な情報（輸送する物資の品目・数量、発地・着地施設の荷役環境等）を同 G の陸上輸送係に提供する。 配車計画（Ver.2）の結果を物資調整 G の輸送管理係、拠点 G の拠点管理係に伝達する。 輸送完了後はその内容を物資調整 G の輸送管理係へ連絡する（調達に係る輸送の場合調達 G の調達手配係へ連絡する）
輸送 G の陸上輸送係 （県職員）	輸送指示書を同係災害物流専門家へ提供する。 配車計画（Ver.2）を B-PLo に入力する。
輸送 G の陸上輸送係 （災害物流専門家）	配車計画（Ver.1）を作成し、トラックの手配を依頼する。 協会により手配完了後（配車計画（Ver.2）作成・受領後）、これを同係県職員へ提供する。 輸送完了後はこれを県職員へ連絡する。
沖縄県トラック協会	配車計画（Ver.1）を参考に会員事業者へ車両等調整を依頼する。 車両確定後配車計画（Ver.2）を作成し災害物流専門家へ提供する。
会員事業者	沖縄県トラック協会からの依頼を参考に被災状況等を踏まえて対応可能な車両を選定し、沖縄県トラック協会へ車両の確定情報を提供する。

図表 5－2－1 の手配のイメージ図



陸上輸送における業務フローは図 5－2－2、チェックリストとは図 5－2－3 に示す。

図表 5-2-2 陸上輸送に関する業務フロー



注1)「G」は「グループ」の略称

注2)「専門家」は「災害物流専門家」の略称

図表５－２－３ 陸上輸送に関するチェックリスト

チェック欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 （注４）	使用媒体	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等					
□	1	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	5-1⑤より 輸送指示書を送付し、配車計画の作成を依頼	5-2 p.79～88	p.4-61	輸送指示書	
□	2	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）					配車計画書Ver.1を作成	5-2 p.79～88		配車計画	
□	3	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	トラック協会				配車計画Ver.1を送付し、トラックの手配を依頼	5-2 p.79～88		配車計画	コンタクトリスト 資料6
□	4	トラック協会				会員事業者				配車計画Ver.1に基づき、適切と判断した会員事業者に送付し業務受託可能性を打診	5-2 p.79～88		配車計画	
□	5	会員事業者				トラック協会				配車計画Ver.2を送付し、業務受託を可能と回答する。	5-2 p.79～88		配車計画	
□	6	トラック協会				県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	配車計画Ver.2を送付し、輸送手配可能と回答	5-2 p.79～88			
□	7	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	配車計画Ver.2を提出し、輸送手配の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	8	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係	配車計画Ver.2を提出し、輸送手配の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	9	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係					配車計画Ver.2を確認 ➡4-1-1⑥輸送の手配結果を報告 4-1-2⑦輸送の手配結果を報告	5-2 p.79～88			
□	10-1	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）					輸送事業者の新規登録	5-2 p.79～88	p.3-26	B-PLo使用	
□	10-2	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）					輸送車両の登録	5-2 p.79～88	p.4-53	B-PLo使用	
□	10-3	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）					輸送物資情報に基づき車両を選定	5-2 p.79～88	p.4-48～56 p.4-57～60	B-PLo使用	
□	10-4	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）					輸送指示書を出力	5-2 p.79～88	p.4-61～62	B-PLo使用	
□	10-5	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係	ミルクラン・ルート配送の場合は、横込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きでB-PLoから出力される輸送依頼書に記載し送付	5-2 p.79～88	番号なし	B-PLo使用	
□	11	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	拠点G	拠点管理係	配車計画Ver.2を送付 ➡⑩と 6-6「拠点の運営（入荷）」②へ 6-7「拠点の運営（出荷）」②へ	5-2 p.79～88			
□	12	会員事業者								輸送を実施（ドライバーは発拠点で配車計画の写①を渡し、写②、写③にサインを受領）	5-2 p.79～88		配車計画	
□	13	会員事業者				トラック協会				輸送の完了を報告	5-2 p.79～88		配車計画	
□	14	トラック協会				県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	輸送の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	15	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（専門家）	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	輸送の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	16	県本部	物資支援チーム	輸送G	陸上輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係（県職員）	輸送の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	17	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係（県職員）	県本部	物資支援チーム	物資調整G	輸送計画係	6-6「拠点の運営（入荷）」⑩から 6-7「拠点の運営（出荷）」⑩から 輸送の完了を報告 ➡4-1-1⑧輸送の完了を報告 4-1-2⑨輸送の完了を報告	5-2 p.79～88			
□	18	県本部	物資支援チーム	物資調整G	輸送計画係					輸送の完了を確認	5-2 p.79～88	p.4-45	配車計画 B-PLo使用	

注１）Gはグループの略

注２）「専門家」は「災害物流専門家」の略

注３）「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注４）B-PLo マニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

(1) B-PLo が使用できない場合・使用できる場合共通

輸送 G の輸送管理係は、同グループの陸上輸送係に「輸送指示書」(図表 5-2-4)を渡す。

- ① 輸送 G の陸上輸送係の災害物流専門家は、同 G の輸送管理係から道路の損壊状況、燃料確保に関する情報等を収集する。収集先は資料 6. コンタクトリストのとおり。
- ② 輸送 G の陸上輸送係の災害物流専門家は、これらの情報と「輸送指示書」に基づき、輸送に使用するトラックの車種・サイズ・スペック(「4 t 箱車 2 台」等)を決定し、「配車計画」(資料 1 参照) Ver. 1 を作成する。この「配車計画」 Ver. 1 の例は図表 5-2-5 のとおり。この「配車計画」 Ver. 1 は、ドライバー名、車番等が空欄になっている。
- ③ 輸送 G の陸上輸送係の災害物流専門家は、「配車計画」 Ver. 1 及び道路損壊状況・通行可能車両情報等に関する情報を沖縄県トラック協会に送付し、車両・ドライバーの確保を依頼する。
- ④ 沖縄県トラック協会は、「配車計画」 Ver. 1 及び道路損壊状況・通行可能車両情報等に関する情報に基づき、適切な車両・ドライバーを提供可能と予想される会員事業者に打診し、車両・ドライバーを確保する。
- ⑤ 沖縄県トラック協会は、「配車計画」 Ver. 1 会員事業者から得られた情報を、事業所名、ドライバー名、車番等の欄に情報を追記(図表 5-2-6 に示した「配車計画」 Ver. 2 として作成)し、車両・ドライバーが所属する会員事業者及び輸送 G の陸上輸送係の災害物流専門家に送付する。
- ⑥ 輸送 G の陸上輸送係は、拠点 G の拠点管理係に「配車計画」 Ver. 2 を送付する。
- ⑦ 拠点 G の拠点管理係は、拠点内業務 G の総括係に「配車計画」 Ver. 2 を送付する。
- ⑧ 車両・ドライバーが所属する会員事業者は、送付された「配車計画」 Ver. 2 を 3 部コピーし、原本は自社控えとして保管する。3 部のコピーはそれぞれ(1)集荷先(広域物資輸送拠点)控え用、(2)配送先(地域内輸送拠点)控え用、(3)ドライバー控え用とする。なお、(2)配送先(地域内輸送拠点)控え用については、配送先が複数ある場合、配送先の数だけコピーする(以下では配送先が 1 箇所として説明する)。
- ⑨ ドライバーは、「配車計画」のコピー 3 部を携行して出発する。
- ⑩ ドライバーは集荷先(広域物資輸送拠点)に到着後、拠点内業務 G の各係の指示に従い車両を移動するなど係員の荷積み作業等に対応する。その後、配車計画のコピー 3 部のうち、(1)集荷先(広域物資輸送拠点)控え用を渡し、(2)配送先(地域内輸送拠点)控え用、(3)ドライバー控え用それぞれにサインをもらう。
- ⑪ 配送先(地域内輸送拠点)に到着後、その受入れ担当者と輸送してきた物資の品目・数量を確認し、荷卸しする。その後、配車計画のコピーの残り 2 部のうち、(2)配送先(地域内輸送拠点)控え用を渡し、(3)ドライバー控え用にサインをもらう(これにより、(3)ドライバー控え用には集荷先と配送先それぞれのサインが記載される)。
- ⑫ ドライバーは(3)ドライバー控え用コピー(サイン入り)を事業所等に確実に保管する。

図表 5-2-4 「輸送指示書」の例（2枚）

発注 / 要請元	(自治体名) 沖縄県	
	(担当部署名) 生活安全安心課	(担当者名) 山田 太郎
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	

納入先	(施設名) ■■■村地域内輸送拠点	
	(住所) 沖縄県■■■村	
	(受取担当者名) 沖縄 一郎	
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	

集荷先	(施設名) ●●拠点	
	(住所) 沖縄県●●市△△1-1-1	
	(担当部署名) 拠点内業務班	(担当者名) 鈴木 二郎
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	
上屋 ☒ 有 ☐ 無 フォークリフト ☒ 有 ☐ 無 大型車進入 10t ☒ 可 ☐ 否 4t ☐ 可 ☐ 否 対応可能時間 ~		

備考(提供希望時期等)	

No	品目	梱包サイズ(cm)					1箱当り		1箱当り重量(kg)	箱数	パレット枚数	備考
		縦	×	横	×	高さ	入数	単位				
1	アルファ化米	33	×	55	×	10.5	50	食	10	190	3	
2	簡易トイレ	24	×	17	×	18	100	個	2.4	158	1	

発注 / 要請元	(自治体名) 沖縄県	
	(担当部署名) 生活安全安心課	(担当者名) 山田 太郎
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	

納入先	(施設名) 〇〇村地域内輸送拠点	
	(住所) 沖縄県〇〇村	
	(受取担当者名) 八重山 一郎	
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	

集荷先	(施設名) ●●拠点	
	(住所) 沖縄県●●市△△1-1-1	
	(担当部署名) 拠点内業務班	(担当者名) 鈴木 二郎
	(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	(FAX番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(E-mail) 〇〇〇@〇〇.co.jp	
上屋 ☐ 有 ☒ 無 フォークリフト ☐ 有 ☒ 無 大型車進入 10t ☐ 可 ☒ 否 4t ☐ 可 ☐ 否 対応可能時間 ~		

備考(提供希望時期等)	

No	品目	梱包サイズ(cm)					1箱当り		1箱当り重量(kg)	箱数	パレット枚数	備考
		縦	×	横	×	高さ	入数	単位				
1	アルファ化米	33	×	55	×	10.5	50	食	10	190	3	
2	毛布	55	×	75	×	30	20	枚	17	79	20	

図表 5-2-5 「配車計画」 Ver.1 の例：輸送Gの陸上輸送系の災害物流専門家が車両種類等まで決定したもの

No.	輸送事業者名	車両仕様・ 積載可能重量等	集荷場所				集荷 予定 日時	品目			箱数	配送先						配送 予定 日時	集荷 先印	配 送 先 印					
			名称	所在地				箱サイズ:タテ×ヨコ×高さ (cm)	入数	単位		箱数	名称	所在地			品目				入数	単位			
				市町村名	町名・番地									市町村名	町名・番地								市町村名	町名・番地	
					進入可能車両	担当者名									電話番号	進入可能車両								担当者名	電話番号
1		2t箱車	X1倉庫	P市	P町1-1-1	2019/ 01/02 8:00	水ペットボトル500ml	18	本	150	A倉庫	A市	a町1-1-1	水ペットボトル 500ml	18	本	2019/ 01/02 9:00								
	-		10t 可否 4t 可否	山本 八郎	000(000)8888		18.0 × 27.5 × 22.0	2,700	本	1,350kg	10t 可否 4t 可否	斉藤 八郎	000(111)8888		2,700	本									
2							アルファ化米	50	食	40	B倉庫	B市	b町2-2-2	アルファ化米	50	食	2019/ 01/02 10:00								
							30.5 × 42.0 × 17.0	2,000	食	200	10t 可否 4t 可否	渡辺 九朗	000(222)9999		2,000	食									

使用する車両の種類を決定

該当車両の集荷場所別の集荷物資・集荷予定日時を決定

該当車両の配送先別の輸送物資・輸送予定日時を決定

図表 5-2-6 「配車計画」 Ver.2 の例：トラック協会が車番・ドライバー等を追記したもの

No.	輸送事業者名	車両仕様・ 積載可能重量等	集荷場所			集荷 予定 日時					配送先						配送 予定 日時	集荷 先印	配送 先印
	車両ナンバー	ドライバー名／ 連絡先	名称 進入可能車両	所在地			品目 箱サイズ：タテ×ヨコ×高さ (cm)	入数 総数	単位 単位	箱数 総重量 (kg)	名称 進入可能車両	所在地		品目	入数 総数	単位 単位			
				市町村名	町名・番地							市町村名	町名・番地						
1	◆◆運輸	2t箱車	X1倉庫	P市	P町1-1-1	2019/01/02 8:00	水ペットボトル500ml	18	本	150	A倉庫	A市	a町1-1-1	水ペットボトル 500ml	18	本	2019/01/02 9:00		
	11-11	佐々木 十郎 090(0000)0000	10t 可 4t 可	山本 八郎	000(000)8888	18.0 × 27.5 × 22.0	2,700	本	1,350kg	10t 可 4t 可	斉藤 八郎	000(111)8888	2,700	本					
2							アルファ化米	50	食	40	B倉庫	B市	b町2-2-2	アルファ化米	50	食	2019/01/02 10:00		
							30.5 × 42.0 × 17.0	2,000	食	200	10t 可 4t 可	渡辺 九朗	000(222)9999	2,000	食				

物流事業者・車両番号・ドライバーに関する情報を追加

(2) B-PLoが使用できる場合

B-PLoが使用できる場合、「輸送指示書」をB-PLoで作成する。このほか、輸送事業者の登録、輸送完了の登録等も同様にB-PLoを使用する。

図表 5-2-7 B-PLoを用いた陸上輸送の手配に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-48
②	「輸送」画面	4-48
③	「輸送手配状況」をクリック	4-48
④	輸送が必要な物資のリストが表示	4-48
⑤	リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリック	4-48
⑥	「輸送手配状況詳細」画面	4-48
⑦	「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリック	4-48
⑧	「輸送手配登録（物資単位）」画面	4-48
⑨	輸送手段として「陸路」を選定	4-49
⑩	輸送事業者のリストが表示	4-49
⑪	輸送事業者を選定	4-49
⑫	車両情報（車種・車番等）を入力	4-49
⑬	積載物資情報（数量等）を入力	4-49
⑭	「登録」ボタンをクリック	4-50
⑮	輸送の手配が完了	4-50
⑯	「輸送指示書一括出力」ボタンをクリックして輸送指示書を出力	4-61
⑰	ミルクラン・ルート配送の場合は、積込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きでB-PLoから出力される「輸送指示書」に記載する。	—

- ① トップメニューで「輸送」をクリックする。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」と「物資配送状況」の2つのボタンが表示されるが、このうち「輸送手配状況」をクリックする。
- ④ 市町村からの要請に対して供給することとなっている物資の品目・数量等のリストが表示される。
- ⑤ 上記のリストにおいて、陸上輸送を手配する物資の右端にある「詳細」ボタンをクリックする。
- ⑥ 「輸送手配状況詳細」画面が表示される。
- ⑦ 「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリックする。
- ⑧ 「輸送手配登録（物資単位）」画面が表示される。
- ⑨ 輸送手段として、「陸路」、「海路」、「空路」ボタンが表示される。「陸路」ボタンをクリックして「陸路」を選定する。
- ⑩ 陸上輸送の輸送事業者のリストが表示される。

- ⑪ 上記のリストにおいて、輸送事業者を選定する。
- ⑫ 選定した輸送事業者の保有する車両に関する情報が表示されるので、車種・車番等を選定して登録する。
- ⑬ 積載物資情報（数量等）を入力する。
- ⑭ 「登録」ボタンをクリックする。
- ⑮ 輸送の手配が完了する。
- ⑯ 「輸送指示書一括出力」ボタンをクリックして、輸送指示書を Excel ファイルで出力する。
- ⑰ B-PLo では「輸送指示書」には、発地・着地それぞれ 1 箇所のみしか表示され、複数個所で集荷する、複数個所に輸送する等、発地・着地が複数の場合は、発地と着地の組み合わせの数だけ「輸送指示書」が出力される（輸送の順序は表示されない）。

そのため、複数箇所での積込・荷卸し（通称：ミルクラン・ルート配送）の場合は、積込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きで B-PLo から出力される「輸送指示書」に記載して、「配車計画」とともに「輸送指示書」をドライバーに提供する。

2) 新規事業者の登録

B-PLo を使用して輸送指示書を作成する場合、輸送事業者が B-PLo に登録されている必要がある。その手順は図表 5－2－8 のとおりである。

図表 5－2－8 B-PLo を使用した新規事業者の登録に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「マスタ管理」をクリック	3-26
②	「マスタ管理」画面	3-26
③	輸送事業者を登録	3-26

- ① トップメニューで「マスタ管理」をクリックする。
- ② 「マスタ管理」画面が表示される。
- ③ 輸送事業者を登録する。

3) 輸送機材の選定

B-PLo を使用した輸送機材の選定に関する手順は図表 5－2－9 のとおり。

図表 5－2－9 B-PLo を使用した輸送機材の選定に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-48
②	「輸送」画面	4-48
③	「輸送手配状況」をクリック	4-48
④	輸送が必要な物資のリストが表示	4-48
⑤	リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリック	4-48
⑥	「輸送手配状況詳細」画面	4-48
⑦	「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリック	4-48
⑧	「輸送手配登録（物資単位）」画面	4-48
⑨	輸送手段として「海路」を選定	4-49
⑩	輸送事業者のリストが表示	4-49
⑪	輸送事業者を選定	4-52
⑫	車両情報（車種・車番等）を入力	4-49
⑬	積載物資情報（数量等）を入力	4-49
⑭	「登録」ボタンをクリック	4-50
⑮	輸送の手配が完了	4-50

- ① トップメニューで「輸送」をクリックする。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」をクリックする。
- ④ 輸送が必要な物資のリストが表示される。
- ⑤ リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリックする。
- ⑥ 「輸送手配状況詳細」画面が表示される。
- ⑦ 「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリックする。
- ⑧ 「輸送手配登録（物資単位）」画面が表示される。
- ⑨ 輸送手段として「海路」を選定する。
- ⑩ 輸送事業者のリストが表示される。
- ⑪ 輸送事業者を選定する。
- ⑫ 車両情報（車種・車番等）を入力する。
- ⑬ 積載物資情報（数量等）を入力する。
- ⑭ 「登録」ボタンをクリックする。
- ⑮ 輸送の手配が完了となる。

4) 輸送の完了確認

B-PLo を使用した輸送の完了確認の手順は図表 5－2－10 のとおり。

図表 5－2－10 B-PLo を使用した輸送の完了確認に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-45
②	「輸送」画面	4-45
③	「物資配送状況」をクリック	4-45
④	輸送手配された車両のリストが表示	4-45
⑤	リストにおいて到着確認したい車両にチェックして「到着済み」をクリック	4-46

- ① トップメニューで「輸送」をクリックして選定する。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」と「物資配送状況」の2つのボタンが表示されるが、このうち「物資配送状況」をクリックする。
- ④ 輸送手配された車両のリストが表示される。
- ⑤ 上記のリストにおいて、到着確認したい車両にチェックして「到着済み」をクリックする。
これによって、到着確認が行われるとともに、到着した車両が積載していた物資が在庫に登録される。

5-3 海上・航空輸送

海上・航空輸送にあたっては、以下の図表 5－3－1 のとおり実施する。

誰が	何を
輸送 G の輸送管理係 (県職員)	輸送指示書によって、離島の拠点に向けた輸送の手配に必要な情報（輸送する物資の品目・数量、発地・着地施設の荷役環境等）を同 G の海上・航空輸送係に提供する。 輸送計画・確認書の結果を物資調整 G の輸送管理係、拠点 G の拠点管理係に伝達する。 輸送完了後はその内容を物資調整 G の輸送管理係へ連絡する（調達に係る輸送の場合調達 G の調達手配係へ連絡する）
輸送 G の海上・航空輸送係 (県職員)	輸送指示書を同係の災害物流専門家とへ提供する。
輸送 G の海上・航空輸送係 (災害物流専門家)	輸送指示書に基づき、離島の拠点に向けた輸送の依頼先（キャリアもしくはフォワーダー（トラック協会（会員事業者））を選定し依頼する。 手配完了後（輸送計画・確認書の作成・受領後）、これを同係県職員へ提供する。 輸送完了後はこれを県職員へ連絡する。
海運事業者	海上輸送を含めた輸送を手配する。 手配完了後、輸送計画・確認書を作成し送付する。
沖縄県トラック協会	（海運事業者が輸送の手配をできない場合） 輸送指示書を参考に会員事業者へ離島の拠点に向けた輸送の手配等調整を依頼する。 手配完了後（輸送計画・確認書の作成・受領後）を作成し、災害物流専門家へ提供する。
会員事業者	沖縄県トラック協会からの依頼を参考に被災状況等を踏まえて対応可能な輸送手段を選定し、沖縄県トラック協会へ輸送手段の確定情報を提供する。

※海上・航空輸送に係る自衛隊への災害派遣要請（物資輸送）は本基本方針 5-3-2（6）2）・3）参照

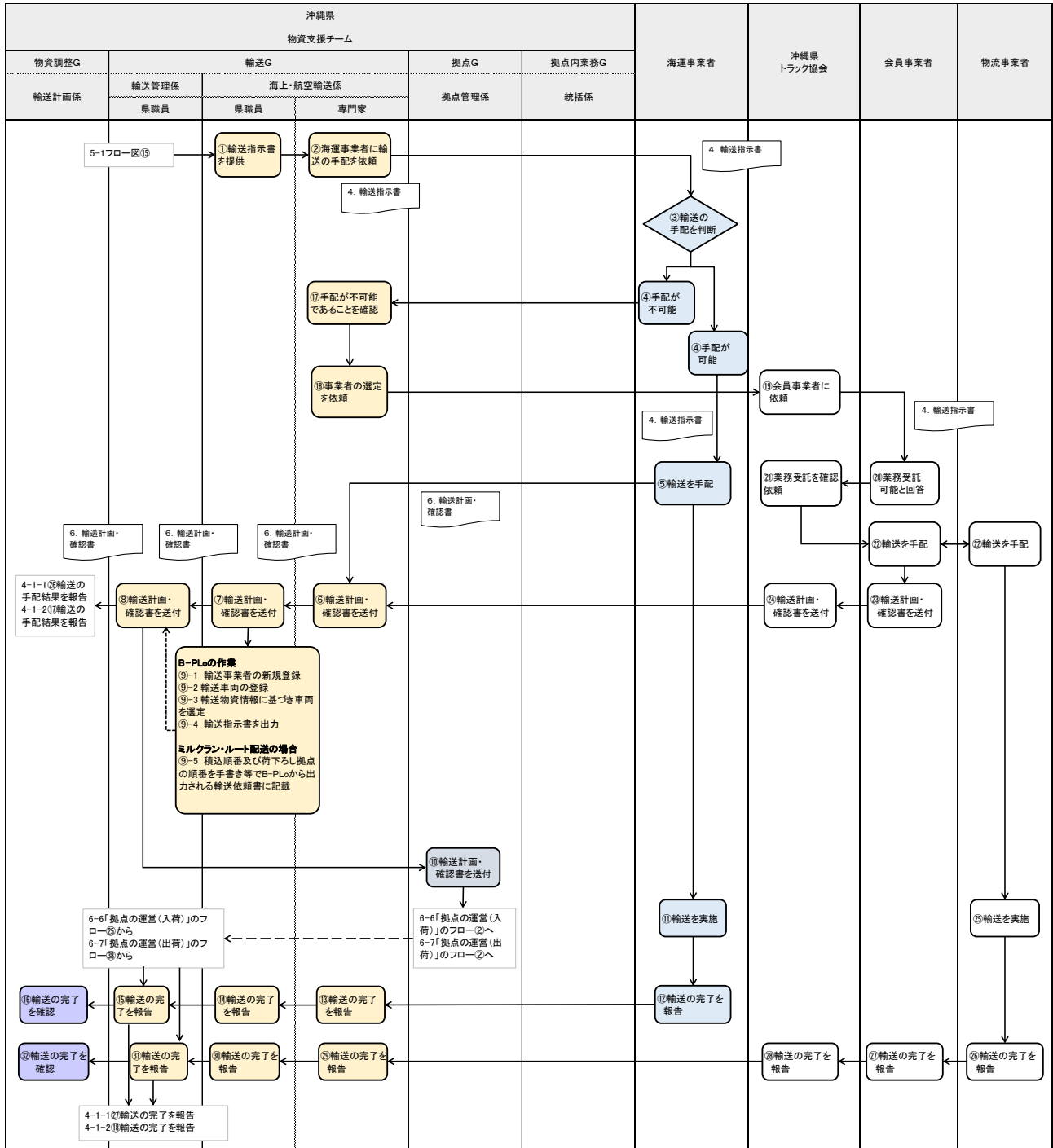
図表 5－3－1 複合輸送のイメージ図



5-3-1 作業手順

海上・航空輸送における業務フローは図 5－3－2、チェックリストは図 5－3－3 に示す。

図表 5-3-2 海上・航空輸送に関する業務フロー



注1)「G」は「グループ」の略称
 注2)「専門家」は「災害物流専門家」の略称

図表５－３－３ 海上・航空輸送に関するチェックリスト（その１）

チェック欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 （注４）	使用帳票	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等					
☐	1	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	5-1⑨より 輸送指示書を提供し、輸送の手配を依頼	5-3 p.89～112	p.4-61	輸送指示書 B-PLo使用	
☐	2	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	海運事業者				輸送指示書を提供し、輸送の手配を依頼	5-3 p.89～112		輸送計画・確認書	コンタクトリスト 資料6
☐	3	海運事業者								輸送の手配の可否を判断	5-3 p.89～112		輸送指示書 輸送計画・確認書	コンタクトリスト 資料6
☐	4	海運事業者								輸送の手配の可否を回答➡⑤へ	5-3 p.89～112			
☐	4	海運事業者				県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送の手配の不可を回答➡⑩へ	5-3 p.89～112			
☐	5	海運事業者								輸送を手配	5-3 p.89～112		輸送指示書 輸送計画・確認書	
☐	6	海運事業者・ 沖縄県トラック協会				県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送計画・確認書Ver.2を作成し、送付	5-3 p.89～112			
☐	7	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）	輸送計画・確認書を送付	5-3 p.89～112			
☐	8	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	輸送計画・確認書を送付 ➡4-1-1⑧輸送の手配結果を報告 4-1-2⑩輸送の手配結果を報告	5-3 p.89～112			
☐	9-1	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）					輸送事業者の新規登録	5-3 p.89～112	p.3-26	B-PLo使用	
☐	9-2	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）					輸送機材情報の登録	5-3 p.89～112	p.4-53	B-PLo使用	
☐	9-3	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）					輸送物資情報に基づき輸送機材を選定	5-3 p.89～112	p.4-48～56 p.4-57～60	B-PLo使用	
☐	9-4	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）					輸送指示書を出力	5-3 p.89～112	p.4-61～62	B-PLo使用	
☐	9-5	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）					ミルクラン・ルート配送の場合は、横込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きでB-PLoから出力される輸送依頼書に記載し送付	5-3 p.89～112	番号なし	B-PLo使用	
☐	10	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	拠点 G	拠点管理係	配車計画Ver.2を送付 ➡⑪と ➡6-6「拠点の運営（入荷）」⑫へ 6-7「拠点の運営（出荷）」⑫へ	5-3 p.89～112			
☐	11	海運事業者								輸送を実施	5-3 p.89～112			コンタクトリスト 資料3
☐	12	災害協力 海運事業者				県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送の完了を報告	5-3 p.89～112			コンタクトリスト 資料3
☐	13	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（専門家）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）	輸送の完了を報告	5-3 p.89～112			
☐	14	県本部	物資支援チーム	輸送 G	海上・航空輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	輸送の完了を報告	5-3 p.89～112			
☐	15	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	物資調整 G		6-6「拠点の運営（入荷）」⑫から 6-7「拠点の運営（出荷）」⑫から 輸送の完了を報告 ➡4-1-1⑪輸送の完了を報告 4-1-2⑬輸送の完了を報告	5-3 p.89～112			
☐	16	県本部	物資支援チーム	物資調整 G	輸送計画係					輸送の完了を確認	5-3 p.89～112	p.4-45	B-PLo使用	

注１） Gはグループの略

注２） 「専門家」は「災害物流専門家」の略

注３） 「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注４） B-PLo マニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

図表5-3-3 海上・航空輸送の手順とチェックリスト（その2）

チェック欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 （注4）	使用帳票	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等					
□	1	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	5-1⑤より 輸送指示書を提供し、輸送の手配を依頼	5-3 p.89~112	p.4-61	輸送指示書 B-PLo使用	
□	2	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	海運事業者				輸送指示書を提供し、輸送の手配を依頼	5-3 p.89~112		輸送計画・確認書	コンタクトリスト 資料6
□	3	海運事業者								輸送の手配の可否を判断	5-3 p.89~112		輸送指示書 輸送計画・確認書	コンタクトリスト 資料6
□	4	海運事業者								輸送の手配の可否を回答➡⑤へ	5-3 p.89~112			
□	4	海運事業者				県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送の手配の可否を回答➡⑦へ	5-3 p.89~112			
□	17	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）					海運事業者による輸送の手配ができないことを確認	5-3 p.89~112			
□	18	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	トラック協会				輸送指示書を伝達し、適切な会員事業者の選定と当該事業者への業務受託可能性の打診を依頼	5-3 p.89~112		輸送計画・確認書	コンタクトリスト 資料6
□	19	トラック協会				会員事業者				適切と判断した会員事業者に業務受託可能性を打診	5-3 p.89~112		輸送計画・確認書	
□	20	会員事業者				トラック協会				業務受託が可能と回答	5-3 p.89~112			
□	21	トラック協会				会員事業者				業務受託を確認、依頼	5-3 p.89~112			
□	22	会員事業者				物流事業者				輸送を手配	5-3 p.89~112		輸送指示書	
□	23	会員事業者				トラック協会				輸送計画・確認書Ver.2を送付	5-3 p.89~112			
□	24	トラック協会				県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送計画・確認書を送付➡⑥へ	5-3 p.89~112			
□	25	物流事業者								輸送を実施	5-3 p.89~112			
□	26	物流事業者				会員事業者				輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	27	会員事業者				トラック協会				輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	28	トラック協会				県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	29	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（専門家）	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（県職員）	輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	30	県本部	物資支援チーム	輸送G	海上・航空輸送係（県職員）	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係	輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	31	県本部	物資支援チーム	輸送G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	物資調整G	輸送計画係	6-6「拠点の運営（入荷）」⑧から 6-7「拠点の運営（出荷）」⑨から 輸送の完了を報告 ➡4-1-1①輸送の完了を報告 4-1-2②輸送の完了を報告	5-3 p.89~112			
□	32	県本部	物資支援チーム	物資調整G	輸送計画係					輸送の完了を確認	5-3 p.89~112	p.4-45	B-PLo使用	

注1）Gはグループの略

注2）「専門家」は「災害物流専門家」の略

注3）「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注4）B-PLoマニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

(1) B-PLo が使用できない場合・使用できる場合共通

- ① 輸送 G の輸送管理係は、同グループの海上・航空輸送係に、「輸送指示書」を渡す。
- ② 輸送 G の海上・航空輸送係の災害物流専門家は、同グループの輸送管理係から道路・港湾・空港等の損壊状況、燃料確保に関する情報等を収集する。
- ③ 輸送 G の海上・航空輸送係の災害物流専門家は、これらの情報と「輸送指示書」に基づき、輸送に使用する輸送機関と各輸送機関の発着場所を決定し、「輸送計画・確認書」(図表 5-3-4 及び資料 4 帳票 6 参照)を作成する。

※例：離島への輸送について、那覇市内の広域物資輸送拠点から那覇港までトラック輸送し、那覇港から離島の港湾まで海上輸送し、離島の港湾から離島の地域内輸送拠点までトラック輸送を行う場合、輸送の出発地点、中継地点となる物資拠点、港湾等における到着予定時間、出発予定時間等も含めて「輸送計画・確認書」(資料 1 参照)を作成する。

- ④ 輸送 G の海上・航空輸送係の災害物流専門家は、陸上輸送も含めて発地から着地まで一貫して手配が可能な海運事業者、「輸送計画・確認書」を送付し、業務受託可能性を照会する(照会先海運事業者の名称とその連絡先は「資料 6. コンタクトリスト」のとおり)。
- ⑤ 特定海運事業者が受託できない場合、海上・航空輸送係の災害物流専門家は、「輸送計画・確認書」を沖縄県トラック協会に送付し、計画した輸送を可能な限り一括して受託できる会員事業者の選定を依頼する。
- ⑥ 沖縄県トラック協会は、「輸送計画・確認書」に示された情報に基づき、適切な会員事業者(海上輸送・航空輸送のフォワーダー等)を選定し、計画された輸送の手配を依頼する。

図表 5-3-4 輸送計画・確認書

(沖縄県庁用)

5. 輸送計画・確認書

No. _____
記入・提出日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

発注 /要請元	(自治体名)	
	(担当部署名)	(担当者名)
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	



集荷先	(施設名)								
	(住所)								
	(担当部署名)	(担当者名)							
	(電話番号)	(FAX番号)							
	(E-mail)								
	上 屋	有・無	フォーク リフト	有・無	大型車 進入	10t 4t	可・否	対応可 能時間	~



最終 目的地	(施設名)	
	(住所)	
	(受取担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	

備考(提供希望時期等)	

依頼窓口 事業者 ※フォワーダー等	(会社名)	
	(担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	

対応する 輸送指示書 の番号	①		②	
	③		④	
	⑤		⑥	
	⑦		⑧	
	⑨		⑩	

※実際の輸送プロセスの詳細は次ページ

実際の輸送プロセスとその進捗状況

輸送計画				進捗管理					
連番	順番	施設名	輸送モード	到着日時(上段:予定)			出発日時(上段:予定)		
		種類(倉庫・港湾・空港等)	輸送機材	到着日時(上段:実際)			出発日時(上段:実際)		
	出発点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
1	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
2	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
3	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
4	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
5	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
6	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
7	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
8	中継点			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間
	最終目的地			年月日		時間	年月日		時間
				年月日		時間	年月日		時間

（２）B-PLoが使用できる場合

B-PLoが使用できる場合、輸送指示書の作成、輸送事業者の登録、輸送完了の登録等をB-PLoを使用して行う。（以下は5-2-2（２）と同）。

１）輸送指示書の作成

B-PLoを使用した輸送指示書の作成に関する手順は、図表５－３－５のとおり。

図表５－３－５ B-PLoを使用した輸送指示書の作成に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-48
②	「輸送」画面	4-48
③	「輸送手配状況」をクリック	4-48
④	輸送が必要な物資のリストが表示	4-48
⑤	リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリック	4-48
⑥	「輸送手配状況詳細」画面	4-48
⑦	「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリック	4-48
⑧	「輸送手配登録（物資単位）」画面	4-48
⑨	輸送手段として「陸路」を選定	4-49
⑩	輸送事業者のリストが表示	4-49
⑪	輸送事業者を選定	4-49
⑫	車両情報（車種・車番等）を入力	4-49
⑬	積載物資情報（数量等）を入力	4-49
⑭	「登録」ボタンをクリック	4-50
⑮	輸送の手配が完了	4-50
⑯	「輸送指示書一括出力」ボタンをクリックして輸送指示書を出力	4-61
⑰	ミルクラン・ルート配送の場合は、積込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きでB-PLoから出力される「輸送指示書」に記載する。	—

- ① トップメニューで「輸送」をクリックする。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」と「物資配送状況」の２つのボタンが表示されるが、このうち「輸送手配状況」をクリックする。
- ④ 市町村からの要請に対して供給することとなっている物資の品目・数量等のリストが表示される。
- ⑤ 上記のリストにおいて、陸上輸送を手配する物資の右端にある「詳細」ボタンをクリックする。
- ⑥ 「輸送手配状況詳細」画面が表示される。
- ⑦ 「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリックする。

- ⑧ 「輸送手配登録（物資単位）」画面が表示される。」
- ⑨ 輸送手段として、「陸路」、「海路」、「空路」ボタンが表示される。該当するボタンをクリックして該当するものを選定する。
- ⑩ 陸上輸送の輸送事業者のリストが表示される。
- ⑪ 上記のリストにおいて、輸送事業者を選定する。
- ⑫ 選定した輸送事業者の保有する車両に関する情報が表示されるので、車種・車番等を選定して登録する。
- ⑬ 積載物資情報（数量等）を入力する。
- ⑭ 「登録」ボタンをクリックする。
- ⑮ 輸送の手配が完了する。
- ⑯ 「輸送指示書一括出力」ボタンをクリックして、輸送指示書を Excel ファイルで出力する。
- ⑰ B-PLo では「輸送指示書」には、発地・着地それぞれ 1 箇所のみしか表示され、複数個所で集荷する、複数個所に輸送する等、発地・着地が複数の場合は、発地と着地の組み合わせの数だけ「輸送指示書」が出力される（輸送の順序は表示されない）。

そのため、複数箇所での積込・荷卸し（通称：ミルクラン・ルート配送）の場合は、積込順番及び荷下ろし拠点の順番を手書きで B-PLo から出力される「輸送指示書」に記載して、「配車計画」とともに「輸送指示書」をドライバーに提供する。

2) 新規事業者の登録

B-PLo を使用して輸送指示書を作成する場合、輸送事業者が B-PLo に登録されている必要がある。その手順は図表 5－3－6 のとおり。

図表 5－3－6 B-PLo を使用した新規事業者の登録に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「マスタ管理」をクリック	3-26
②	「マスタ管理」画面	3-26
③	輸送事業者を登録	3-26

- ① トップメニューで「マスタ管理」をクリックする。
- ② 「マスタ管理」画面が表示される。
- ③ 輸送事業者を登録する。

3) 輸送機材の選定

B-PLo を使用した輸送機材の選定に関する手順は図表 5－3－7 のとおり。

図表 5－3－7 B-PLo を使用した輸送機材の選定に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-48
②	「輸送」画面	4-48
③	「輸送手配状況」をクリック	4-48
④	輸送が必要な物資のリストが表示	4-48
⑤	リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリック	4-48
⑥	「輸送手配状況詳細」画面	4-48
⑦	「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリック	4-48
⑧	「輸送手配登録（物資単位）」画面	4-48
⑨	輸送手段として「海路」を選定	4-49
⑩	輸送事業者のリストが表示	4-49
⑪	輸送事業者を選定	4-52
⑫	車両情報（車種・車番等）を入力	4-49
⑬	積載物資情報（数量等）を入力	4-49
⑭	「登録」ボタンをクリック	4-50
⑮	輸送の手配が完了	4-50

- ① トップメニューで「輸送」をクリックする。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」をクリックする。
- ④ 輸送が必要な物資のリストが表示される。
- ⑤ リストにおいて輸送を手配する物資の横の「詳細」をクリックする。
- ⑥ 「輸送手配状況詳細」画面が表示される。
- ⑦ 「輸送手配登録（物資単位）」ボタンをクリックする。
- ⑧ 「輸送手配登録（物資単位）」画面が表示される。
- ⑨ 輸送手段として「海路」を選定する。
- ⑩ 輸送事業者のリストが表示される。
- ⑪ 輸送事業者を選定する。
- ⑫ 車両情報（車種・車番等）を入力する。
- ⑬ 積載物資情報（数量等）を入力する。
- ⑭ 「登録」ボタンをクリックする。
- ⑮ 輸送の手配が完了となる。

4) 輸送の完了確認

B-PLo を使用した輸送の完了確認の手順は図表 5－3－8 のとおり。

図表 5－3－8 B-PLo を使用した輸送の完了確認に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「輸送」をクリック	4-45
②	「輸送」画面	4-45
③	「物資配送状況」をクリック	4-45
④	輸送手配された車両のリストが表示	4-45
⑤	リストにおいて到着確認したい車両にチェックして「到着済み」をクリック	4-46

- ① トップメニューで「輸送」をクリックして選定する。
- ② 「輸送」画面が表示される。
- ③ 「輸送手配状況」と「物資配送状況」の2つのボタンが表示されるが、このうち「物資配送状況」をクリックする。
- ④ 輸送手配された車両のリストが表示される。
- ⑤ 上記のリストにおいて、到着確認したい車両にチェックして「到着済み」をクリックする。
これによって、到着確認が行われるとともに、到着した車両が積載していた物資が在庫に登録される。

5-3-2 留意事項

(1) 概要

海上・航空輸送の手配における留意事項は図表5-3-9のとおり。

図表5-3-9 海上・航空輸送の手配における留意事項に関する留意事項

留意事項	詳細
(1) フォワーダーへの委託の必要性	海上輸送および航空輸送は、トラック輸送と比較して手配の難度が高いため、専門家である利用運送事業者（フォワーダー）に依頼する。
(2) 海上輸送を手配する際の留意点 ①必要な情報の入手・提供 ②港湾に関する情報 A 岸壁の被災状況の確認 B 水深 ③船舶の選定	- 地震災害時に海上輸送を行う場合は、港湾岸壁の損壊、水深の変化等を把握する必要がある、内閣府沖縄総合事務局運輸部リエゾンを通じ国と連携等して把握する。 - 緊急輸送港湾（県地域防災計画で指定する港湾）とされた那覇港等港湾における耐震岸壁の整備状況は「資料編6. 沖縄県における耐震岸壁の整備状況」を確認するとともに港湾管理者に確認する。※港湾管理者連絡先：コンタクトリスト参照 - 航路エリア内について優先した確認を依頼する。 - 岸壁の損壊状況、クレーン等荷役機器の損壊状況等を考慮して、使用する船舶を選定する。 ※船舶の全長、喫水情報については、国土交通省海事局にデータベースがある。その使用にあたっては、沖縄総合事務局を経由して提供を依頼する。 - クレーン等港湾の荷役機器が損壊した場合には、フェリー、RO-RO 船、船上クレーンを装備した船舶等の活用可能性が高い。また、それらの船舶の手配については、琉球海運、琉球物流に打診する。※船舶の提供依頼先：コンタクトリスト参照 <参考> 東日本大震災では、港湾のクレーン等荷役機器が損壊のため使用できず、船上クレーンを持つ船舶や、クレーン等荷役機器を必要としないフェリー、RO-RO 船が活用された。 ※ただし、フェリー、RO-RO 船は就航数が限られ定期航路に使用する船舶が多数を占めるため<u>確保の難度が高い</u>。

航空輸送の手配・ドローン輸送の手配に関する留意事項は次葉参照

（２）航空輸送の手配における留意点

特に航空輸送を手配する際の留意事項は、以下のとおり。

１）航空輸送の特徴と代表的な機材の諸元

航空輸送（ヘリコプター輸送も含める）の特徴は以下のとおり。

- ① 離着陸場所が確保できることを条件に孤立地域でも輸送が可能となる点
- ② トラック輸送・船舶での輸送と比較して運賃が高額になる点
- ③ 輸送可能重量が小さい点
- ④ 輸送内容に制限が伴う点

代表的なヘリコプターの諸元は、図表５－３－１０のとおり。

２）航空輸送に関する制限等

ヘリコプターを含む航空機は、貨物収容スペースの形状が複雑かつ重量バランスに注意が必要となるため、輸送物資の荷姿等について詳細な情報が必要となる。また、一部電子機器は輸送ができないなどトラック・船舶と比較して輸送物の制限多い。

※ 民間機による航空輸送が困難、かつ緊急性が高い物資輸送にあたっては３要件（切迫性・非代替性・公共性）を整理した上で、自衛隊機による物資輸送を検討する（窓口：知事公室消防防災対策課（知事公室リエゾンを経由して依頼））

図表５－３－１０ 代表的なヘリコプターの諸元

機種	全幅 (m)	全長 (m)	全高 (m)	最高速度 (km/h)	巡行速度 (km/h)	最大 積載量 (kg)	乗員 (人)	乗客 (人)
AS350B3	10.69	12.94	3.14	258	200	800	1	5
ベル204B-0	14.63	17.37	4.42	222	150	1,200	2	9
AS332L,L1	15.60	18.70	4.92	287	220	3,200	2	19
CH-47J (防衛省)	18.29	30.18	5.69	—	260	11,200	5	55

出所)「中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システムの構築に関する調査」(国土交通省 中国運輸局・四国運輸局・九州運輸局)

注１) 中日本航空株式会社ホームページ、防衛省ホームページに基づき作成

注２) 乗客については、座位が可能な者のみ

（３）航空輸送を手配する際の連絡調整

１）航空輸送

- ・ 航空機（固定翼機）輸送を手配する際には、法的手続きを災害物流専門家もしくはフォワーダーと「輸送」班及び県空港課（土木建築部リエゾンを経由）等が連携して行う。

※ 想定される手続き：空港の使用許可の取得、飛行計画の申請等

<参考>

離発着に係る手続きの緩和（口頭申請（図表5－3－11））や空中からの物資投下に係る制限について、災害時には緩和される可能性があるため内閣府沖縄総合事務局運輸部から情報収集する。なお、申請先は大阪航空局地域航空事業課事業係（～～）となる

2) 候補空港に関する情報の収集

- ・ 物資支援チームの統括Gの連絡調整係は、インフラ班より、発地、着地それぞれで使用候補となる空港について、その使用可能性を判断するための情報として、滑走路の損壊状況、パイロットの確保状況、荷役要員・荷役資機材の確保状況、空港へのアクセス道路の使用可能性等についての情報を収集する。
- ・ 統括Gの連絡調整係は、それらの情報について、輸送Gの輸送管理係に提供する。
- ・ 輸送Gの輸送管理係は、それらの情報について、航空輸送に関するスキルを持つ災害物流専門家に提供する。そのような災害物流専門家が配置されていない場合は、琉球物流株式会社もしくは沖縄県トラック協会に連絡して、航空輸送を担当するフォワーダーを紹介してもらい、そのフォワーダーに情報を提供し、輸送の手配を委託する。

3) 使用空港の選定

- ・ ①で確認された情報に基づき、物資支援チームの災害物流専門家もしくはフォワーダーは、発地・着地それぞれの使用空港を選定する。

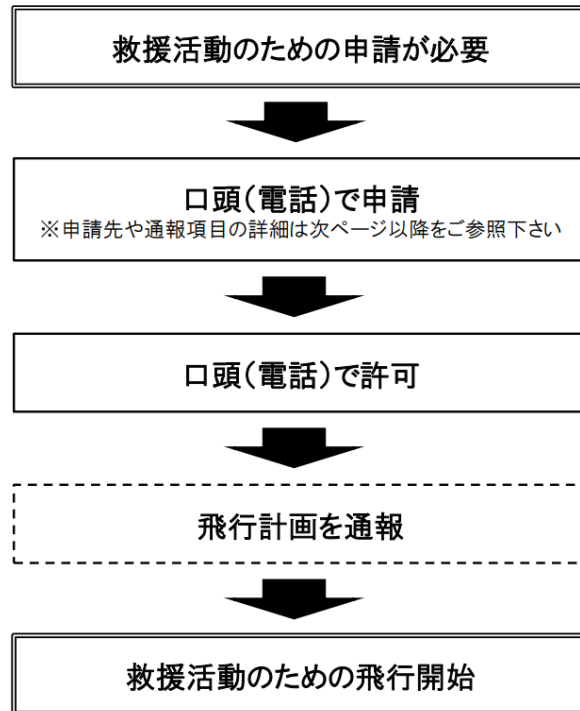
4) 使用機材の選定

- ・ 災害物流専門家もしくはフォワーダーは、②で使用が決定された発着空港について、使用滑走路の長さ、空港間距離等の情報を確認し、それらの情報と輸送する貨物の品目・量に関する情報を総合的に判断して、使用機材を選定する。

5) 必要な法的手続きの実施

- ・ 災害時の航空輸送は、平時に行っていない輸送（平時に使用していない機材を使用し、その機材が平時に発着していない空港を使用する輸送等）であるため、航空輸送に関わる法的手続きを行う必要が発生する可能性が高い。それらの法的手続きについては災害物流専門家もしくはフォワーダーと輸送Gの沖縄県職員が連携して行う。
- ・ この場合の法的手続きとは、空港の使用許可の取得、飛行計画の申請等となる。ただし、これらの手続きは、災害時には緩和される可能性がある。この規制緩和等に関する情報も迅速に把握する。
- ・ たとえば、災害時には以下のように、口頭（電話）での申請が認められる場合がある。
- ・ 平時においては禁止されている空中からの物資投下も、申請によって可能になる場合がある。

図表 5－3－1 1 災害時の航空輸送の手配における手順の例



出所) 国土交通省資料

(4) ヘリコプター輸送

- ・ ヘリコプター輸送を手配する際に行う連絡調整は、航空機（固定翼機）輸送基本として、輸送の手配は、県災害対策本部総括情報部に設置される「ヘリコプター運用調整班」を経由して関係事業者（自衛隊等ヘリコプター運行機関）に依頼し、物資の手配については輸送 G が対応する。
- ・ ヘリコプター（回転翼機）による輸送は、発地、着地の選択肢が多いなどの点で固定翼機による輸送とは異なるがその飛行条件等は、飛行にあたってはヘリコプター運行機関（特に操縦士）によるところが多い。このため、輸送物資の諸元や受け渡しの方法、離発着場所の状況等はヘリコプター運用調整班及び輸送先と緊密に連携する必要がある。

(5) ドローン輸送

1) ドローン輸送の特性

物資輸送手段としてドローン（無人航空機）とヘリコプターと比較は、図表 5－3－12 のとおり。

図表 5－3－12 ドローン（無人航空機）とヘリコプターの比較

	ドローン（無人航空機）	ヘリコプター（小型ヘリ）
離着陸のために要するスペース	直径 10m	直径 25m
機体数確保	1 ～ 3 機	1 機
不稼働時間（ダウンタイム）	15 分	30 分
騒音（地上／低高度滞空）	80dB(A)	110dB(A)
航続距離	200km	600km
積載重量	200kg	300kg

※緊急性が高く、物資の最小単位（軽量かつ少量）の輸送に適している。（例：粉ミルク 1 箱（850g×8 缶入り）は乳児 1 人に約 50 日の授乳が可能となる。

- ・ 沖縄本島を含む離島における島内のラストマイル輸送もしくは比較的距離に近い二次離島向けに、ドローンを用いた物資輸送に関する実証実験が行われているが、現時点で技術的知見が十分に蓄積されていない。
- ・ 特に、島に接近した船舶の甲板からドローンを離陸させるようなケース等を含めて災害時に活用が想定される事例については、法規制のほか離発着地や移動経路の綿密な確認・調整が必要となる。
- ・ これらを前提に以下にドローン輸送に係る留意点等を記載する。

2) ドローンを使用した物資輸送において必要な法的規制への対応

- ・ 「航空法」において、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行（特定飛行）を行う場合は、基本的に飛行許可・承認手続きが必要となる。

ドローンで物資輸送を行う場合は、操縦者の目の届かない範囲まで飛行させる目視外飛行を行うのが一般的であり、これは特定飛行（図表 5－3－13 参照）に該当するため、ほぼ全ての場合において航空法に基づく許可・承認の申請等（ドローン情報基盤システム 2.0（DIPS2.0）
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>）が必要と言える。

- ・ 例外として、災害等の発生している地域では、搜索、救難活動等を優先するための緊急用務空域が指定され、一部の規制が適用除外となるが、ドローンを飛行させる場合には搜索・救助等のための特例（航空法第 132 条の 92）を適用する必要がある。
- ・ さらに、「小型無人機等飛行禁止法」や都道府県・市区町村等の地方公共団体が定める条例等により飛行が禁止されている場所・地域があるため、飛行許可・承認申請とは別途確認・調整する必要がある。

3) その他の留意事項

- ① 法的規制に加え、ドローンを飛行させる上での留意点として、飛行経路上の障害物や通信環境の確認はもちろん、飛行経路下にあたる住民・地方公共団体等への事前説明を行うことが望ましい。
- ② この他、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」(国土交通省 最新版 Ver.4 は 2023 年 4 月公表)、特に医薬品を配送するにあたっては、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」(2023 年 3 月 厚生労働省、国土交通省)が示されており、これらを参考とした上で必要に応じて関係機関と連携し、飛行計画を立案することが望ましい。

図表 5-3-13 特定飛行の種類

● 飛行する空域

以下の空域を飛行する場合、飛行許可申請が必要です。



● 飛行の方法

以下の方法で飛行を行う場合、飛行承認申請が必要です。



出所) 国土交通省航空局

3) ドローンを使用した物資輸送において必要な手続きの概要

ドローンの飛行にあたって求められる一連の手続きの概略は以下①～③のとおり。なお、「特定飛行」実施にあたっては④について留意するほか、ドローンの飛行中に事故または重大インシデントが発生した場合には、操縦者の責任において国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要がある点に留意する。

①機体登録等（事前準備）※県は保有者において実施している事を確認する

国土交通省が管理・運営するドローン情報基盤システム 2.0 (DIPS2.0) に機体ごとの情報を登録し、最新の状態となっていること。

②機体認証及び操縦者技能証明等の確認 ※県は保有者・運航者において条件を充足している事を確認する

- ・ 立入管理措置を講じない第三者の上空で特定飛行を行う場合
 - 運航者：一等無人航空機操縦士の技能証明を有する者であること。
 - 機体：第一種機体認証を有する無人航空機であること。
- ・ 立入管理措置を講じた上で特定飛行を行う場合
 - 運航者：二等無人航空機操縦士以上の技能証明を有する者であること。
 - 機体：第二種機体認証以上を有する無人航空機であること
 - 上記に該当する場合、一部の特定飛行（DID 上空、夜間、目視外、人又は物件から 30m の距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の総重量が 25kg 未満の場合）について、許可・承認を不要とすることができる。

③飛行計画・安全対策の整備 ※県は必要情報を踏まえた飛行計画となっているか運航者に確認する 飛行場所や方法に応じて、最新の安全基準を満たすための飛行計画と安全対策を整備する。

<参考 必要となる情報の確認先>

- ・ 無人航空機の飛行禁止空域と飛行の方
 - URL:https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html
 - 「航空法」、「小型無人機等飛行禁止法」及び飛行が禁止されている場所・地域等を掲載
- ・ 緊急用務空域（DISARMED）の公示
 - URL: (https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)
 - 緊急用務を行う航空機が飛行する空域（緊急用務空域）指定や現地災害対策本部の方針等を掲載

④特定飛行実施に係る留意点

- ・ 飛行許可・承認申請・通報
 - 人や建物、車両からの距離 30m 未満で飛行する場合や、夜間飛行、レベル 3（第三者上空を飛行）など「特定飛行」により物資を輸送する場合は、国土交通大臣に飛行許可や承認の申請が必要。
 - ・ 許可・承認申請は上記①機体登録（事前準備）の実施が前提となる
- ・ 申請先
大阪航空局運航課無人航空機審査係：～～～
※県災害対策本部にリエゾンが派遣されている可能性があるため電話連絡に先立ち確認すること
- ・ 飛行日誌の作成 ※県は運航者において実施していることを確認する
「特定飛行」の実施後は、飛行・整備・改造などの情報を遅滞なく飛行日誌に記載し、大阪航空局に提出する必要がある。

4）国内における災害時のドローンによる物資輸送の実施状況

令和 6 年能登半島地震では、発災直後からドローンによる物資輸送が活発に試みられた。同地震において、輪島市では医療物資がドローンで届けられ、珠洲市では比較的大型のドローン（DJI FlyCart30）により最大 40kg の物資が運ばれた。その際に明らかとなった課題は、以下のとおり。

①空域の調整と飛行許可

空域調整や、緊急用務空域内における飛行許可等について当初予定よりも時間を要した。

②情報共有と役割分担

災害発生直後において、関係機関（国土交通省航空局、地方自治体、自衛隊、民間団体等）から運行者へのドローン飛行要請が統制されなかったため、関係機関及び運行者間の調整等に時間を要したと指摘されている。

5）対応可能事業者

能登半島地震において同業務の実施実績がある事業者及び九州・沖縄ブロックでドローン物流業務に携わる事業者の連絡先等の情報は図表 5－3－14 のとおり。

図表 5-3-14 能登半島地震等で稼働実績がある事業者（九州・沖縄ブロック）

名称	連絡先	所在地	実績
一般社団法人 日本 UAS 産業振興協議会	TEL : ～～～	東京都文京区	能登半島地震発生後、会員企業に呼びかけ輪島市で医療物資を輸送する等複数社の取組を導入
ANA ホールディングス株式会社	TEL : ～～～	東京都港区	沖縄県「令和 6 年度テストベッド実証支援事業」において浦添市から名護市まで研究用血液を輸送
奄美アイランドドローン株式会社	TEL : ～～～	鹿児島県大島郡 瀬戸内町	奄美大島の離島の防災や物流を新たに支えるドローン事業を展開

6) 沖縄県におけるドローンを用いた物資輸送における課題

- ・ 沖縄県は、東西約 1,000km、南北約 400km の海域に広がる大小 160 の島々から構成されており（出所：内閣府沖縄総合事務局）、年平均降水量は全国平均の約 1.3 倍となっているほか、台風の常襲地となっている。かつ、空港が多く、管制範囲が複雑という特徴を持つ。
- ・ ドローンを用いた物資輸送にあたり確認・調整が必要な機関は図表 5-3-15 のとおり。

図表 5-3-15 ドローンを用いた物資輸送における関係機関窓口と連絡先（参考）

名称	連絡先
大阪航空局 那覇空港事務所※ （航空管制官事務室）	～～～
防衛省 沖縄防衛局	～～～（～～～）
航空自衛隊 那覇管制隊※ （窓口 陸上自衛隊第 15 旅団 司令部第 3 部※）	～～～※ ～～～※

※県災害対策本部内にリエゾンが派遣されている可能性が高いため確認すること

<参考（再掲）>

沖縄本島を含む離島におけるドローンを用いた物資輸送に関しては、島内のラストマイル輸送もしくは比較的距離が近い二次離島向けの海上輸送について実証実験が行われているものの、船舶によって島に接近して船舶の甲板からドローンを離陸させるようなケース等について現時点では技術的知見等が十分に蓄積されていない。

（６）自衛隊による輸送

- ・ 災害時には、陸上輸送、海上輸送、航空輸送いずれにおいても、自衛隊に輸送を要請する可能性があるため、要請検討及び要請時の留意点について、以下に整理した。
- ・ 自衛隊への災害派遣要請（物資輸送）にあたっては、３要件（緊急性、非代替性、公共性）全てを充足していることを確認した上で検討する。

※実務的には検討を行いながら窓口（県災害対策本部総括班自衛隊への災害派遣要請担当）を通して自衛隊（主に陸上自衛隊第１５旅団）と内容等を事前にすり合わせする

図表５－３－１６ 自衛隊法における３要件（参考）

緊急性	（食事・衣料品の提供が困難になるなどの状況から判断して）避難者の生命・身体に差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと。
公共性	公共の秩序を維持する観点において妥当性があること。

１）トラック輸送

- ・ 災害時の支援物資等の輸送については、民間物流事業者のトラックではなく、自衛隊のトラックに要請（災害派遣要請による対応を依頼）することもある。自衛隊へのトラック輸送の要請においては、自衛隊の保有するトラックと民間物流事業者のトラック（以下「通常のトラック」）の仕様の違いを理解しておく必要がある。
- ・ 自衛隊のトラックの多くは６輪駆動となっており、通常のトラックと比較して床板（車高）が高く、車両高が低いいため悪路走破性が高いものの、積載量が少ない。このような自衛隊のトラックと民間トラックの違いをまとめたのが図表５－３－１７となる。

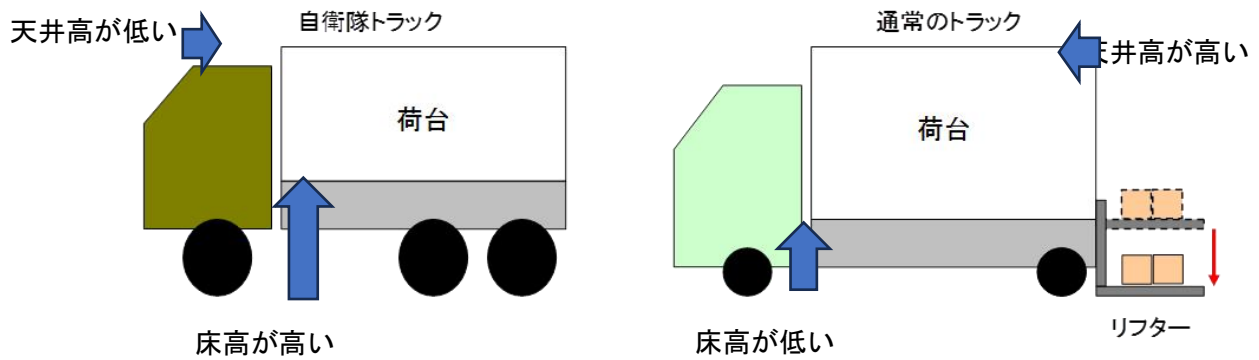
〈事例〉

- ・ 平成２８年熊本地震では、自衛隊トラックへの積換え作業に多くの時間を要し輸送が遅れる原因となった。
- ・ 支援物資の輸送については、原則として民間物流事業に委託する方が望ましいが、一方で道路状況が悪く、通常のトラックによる輸送が困難な場所については、自衛隊トラックの活用が有効な場合もある。

〈事例〉

- ・ 令和６年能登半島地震では、道路に著しい被害が生じたため、悪路走破性が高い自衛隊トラックの活用が、支援物資等の輸送に大きく貢献した。

図表 5-3-17 自衛隊トラックと通常のトラックの比較



図表 5-3-18 自衛隊トラックと通常のトラックの比較

評価項目	自衛隊トラック	通常のトラック
積載物資量	少ない	多い
悪路走破性	高い	低い
積載効率	低い	高い
荷役負荷	高い	低い
テールゲートリフト	無し	装備車両有り
防水性	低い	高い（箱車の場合）

2) 海上輸送

- ・ 道路アクセスが悪い場合は、自衛隊による海上輸送も選択肢となる。過去の災害でも、自衛隊による海上輸送によって支援物資が提供された例もあった。特に、L C A C（Landing Craft Air Cushion）と呼ばれるホバークラフト型船舶は、国内では自衛隊のみが保有する艦艇であり、浜辺に乗り上げる等もできることから、通常の船舶では接岸困難なエリアへの輸送も可能とする。

〈事例〉

令和6年能登半島地震では、海底が隆起し、他の艦艇が近づけない海浜においても、水深を必要としないL C A Cは揚陸し物資輸送を実施した。

- ・ L C A Cは、砂浜が多い本県は活用可能性が高いと考えられるものの、保有台数が限定される。その使用可能性については海上自衛隊沖縄基地隊（住所：沖縄県うるま市勝連字平敷屋1920 電話：～～～／～～～）【公表資料はカッコ内を削除】に確認する。

※国内では他に、在日米軍も、佐世保市に配備している。

図表5-3-19 L C A C



出所) 左 : https://mamor-web.jp/_ct/17709039

右 : https://mamor-web.jp/_ct/17709023

3) 徒歩輸送

- ・ 令和6年能登半島地震では、発災前から道路網が限定されている環境であったことに加えて被災により道路が著しい被害を受けたため、一部地域では被災地へのアクセスが東日本大震災以上に寸断された。そのため、悪路走破性に優れた自衛隊トラックも走行できない孤立地域が発生し、自衛隊員による徒歩輸送が実施された事例もあった。

図表 5－3－20 令和6年能登半島地震において徒歩で物資を輸送する自衛隊員



出所) https://mamor-web.jp/_ct/17690863

＜参考＞

事例では、隊員約30名によりカップ麺等の物資（一人当たり約20～30 kg）が輸送された。